

鴻巣市にぎわい交流館施設用備品購入業務審査基準書

1. 審査項目

審査における評価項目は以下のとおり

配点	評価項目	評価の視点・判断基準	配点
業務実績	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体や民間企業における同種業務の実績があり、その知識やノウハウ、経験等を十分に生かすことが期待できるか。 ・事業者としての独自の強みを持っているか。 	5点
提案内容	デザイン性（家具類）	施設のコンセプトを理解したデザインとなっているか。	25点
		・統一感があり、国産木材を活かした居心地の良い空間となっているか。	
		動線に配慮し、誰もが利用しやすいレイアウトとなっているか。	
	機能性（家具類）	快適で使いやすい家具か。	15点
		強度や耐久性のある家具か。	
		日常的な手入れが簡単な家具か。	
アフターサービス	破損した際の修理は可能か。また、点検や修理の依頼に迅速に対応できるか。	5点	
食器等備品	<ul style="list-style-type: none"> ・統一感があり、食材が映えるデザインとなっているか。 ・産官学連携メニュー（添付資料5）にマッチしたものであるか。 	10点	
	食べやすさや使いやすさに配慮したものとなっているか。		
説明のわかりやすさ 取組意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書が的確にまとめられているか。 ・提案内容について、妥当性があり、実現可能なものとなっているか。 ・ポイントを押さえた説明、質疑応答への的確な対応がなされているか。 ・取組意欲が感じられるか。 	10点	
価格	見積金額	見積限度額の範囲内であるか。 配点 × (最低提案価格 ÷ 提案者の提案価格)	30点
合 計			100点

2. 審査方法

1. 審査項目について、「鴻巣市にぎわい交流館備品関係選定業務委託におけるプロポーザル審査委員会」が定める評価員が、企画提案書などの提案に基づき、点数化し審査します。

(見積額については、構成員によらず判断基準に基づく配点となります。)

3. 優先交渉権者の決定方法

- ① 本結果を鴻巣市にぎわい交流館備品関係選定業務委託におけるプロポーザル審査委員会に報告し、同委員会で審議の上、最も点数が高い事業者を優先交渉事業者として決定します。
- ② なお、合計点数が同点の場合には、「見積額」の評価が最も高い（見積金額が低い）事業者を、優先交渉権者とします。
- ③ 実施説明書10のとおり、選考結果は、令和3年12月17日（金）付で「プロポーザル審査結果通知書」を、郵送及び電子メールにて通知します。
- ④ 優先交渉事業者とは、実施説明書11のとおり、契約締結に向けた個別交渉を行います。
なお、優先交渉事業者との個別交渉が合意に達しない場合には、次点の提案事業者と個別交渉を行います。